

平成26年第12回（11月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成26年11月10日(月)
開 会 10時00分 閉 会 10時58分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 15名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木 輝義	若山 清敏
瀬口 勝美	高原 孝幸
井上 幸子	宇佐 正人
樋口 翌	太田 克弘
	菊 啓治
奥家 信弘	守口 正典
賀部 正直	豊田 和義
是木 則幸	土屋 豊一

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1件

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 1件

議案第22号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

議案第23号 吉富町都市計画下水道施設の変更により新たに排水区域に
含まれる農地の意見聴取について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。総会に先立ちまして皆様ご存知のこととは存じますが、広津上区の恒成委員がお亡くなりになりました。先日会長が代表としてお悔やみに行かれておりますのでご報告申し上げます。それでは、ただ今より平成26年第12回(11月)総会を開催いたします。
是木会長	開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。 皆さんおはようございます。皆様方にはお忙しい中お集まりいただき有難うございます。それでは、ただいまから平成26年第12回(11月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名

事務局	<p>をいたします。議事録署名人には若山委員、高原委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。</p> <p>この案件は、競売に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字広津143番地5 田 109㎡</p> <p>譲受人：上毛町大字上唐原〇〇〇番地 M. T</p> <p>(その他議案内容朗読及びP2からP6説明)</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。競売による農地の取得であり、農地取得後の経営面積も17,406㎡となり、上毛町の農地下限面積の50a以上の保有となっておりますが問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
若山委員 事務局	<p>転用時の残地となっているのか？</p> <p>昭和46年に転用していますが、当時の実績等はありませんが多分その様に考えられます。</p>
若山委員 事務局 是木会長	<p>宅地部分はどうなっているのか？</p> <p>宅地部分を含めてMさんが競売で落札されています。</p> <p>他に何かありませんか。ございませぬようでしたら、議案第20号については承認することにご異議はございませぬか。</p>
各委員 是木会長	<p>(異議なし)</p> <p>では、「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について」は承認することと決します。</p>
事務局	<p>つづいて、「議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>「議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。</p> <p>それでは、7ページをご覧ください。この案件は、この農地を息子さんへ使用貸借権設定の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字広津51番地1 畑 936㎡</p> <p>譲渡人：吉富町大字広津〇〇〇番地 N. K</p> <p>譲受人：中津市沖代町〇丁目〇番〇〇号 N. K</p> <p>転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 134.76㎡</p> <p>駐車場、家庭菜園</p>

	<p>(その他議案内容朗読及びP 8 からP 1 4 説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されますが、排水放流の付帯条件として地元土地改良区の理事さんより排水管の埋設が条件となっていますので道路側溝ではなく、側溝の下に埋設管を設置して今回排水する計画となっています。現在、道路部局と管の設置方法や構造等の占用協議を行っています。今回埋設管は道路部の埋設を認めないので、今後下水道が供用開始される前に仮に近接地の転用申請が出た場合は埋設管を供用させてもらうよう協議しています。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>この土地は息子さんへ貸されるのか？</p> <p>申請後にNさんがお亡くなりになられていますので、今後の手続については農林に協議したいと思います。</p>
若山委員	<p>排水管は西側水路まで持っていくのか？</p>
事務局	<p>道路側溝を一回壊してその下に埋設する計画です。</p>
若山委員	<p>排水管を供用させてもらうということだが、同意してくれないときはどうするのか？</p>
事務局	<p>占用の許可条件の付帯条件で、供用が許可条件とするように道路部局と協議中ですので、占用申請が出て排水管の供用を同意された後に転用の意見書についても転用妥当で進達したいと思います。</p>
高原委員	<p>〇〇〇〇医院の前まで持っていくのか？</p>
事務局	<p>延長はどれくらいになるのか？</p>
高原委員	<p>そのとおりです。延長は120m程度になる予定です。</p>
事務局	<p>管の径はどれくらいになるのか？</p>
事務局	<p>側溝の根入れや道路曲線もあり、100mmの可とう管を計画しています。延長もかなりありますので管の詰まり等十分な管理をお願いしています。</p>
是木会長	<p>他に何かありませんか。ございませんようでしたら、議案第21号については、付帯条件をつけて承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、「議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」付帯条件をつけて承認することとします。</p>
事務局	<p>つづいて「議案第22号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは説明いたします。(P 1 5 議案朗読)</p> <p>吉富町農用地利用集積計画ですが、町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に</p>

	<p>より農業委員会の決定を経るとなっています。別添資料をごらんください。</p> <p>今回11月の利用権設定の件数は、新規は38件で37,656㎡、更新は47件で40,397㎡、合計は85件で78,053㎡となっています。更新の期間等により前年対比することは、難しいのですが、新規が1.8haの増加となっています。今後も、新規の増加が増えてくると予想されます。今回の利用権については、吉富町人・農地プランに示されている認定農業者・担い手農家に集積されています。農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましては、一覧表を添付しておりますのでご覧ください。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第22号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、「議案第22号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」は承認することと決めます。</p>
	<p>つづいて「議案第23号 吉富町都市計画下水道施設の変更により新たに排水区域に含まれる予定の農地の意見聴取について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(上下水道課入室)</p> <p>それでは説明いたします。(P21 議案朗読)</p> <p>この案件は、町の下水道工事に伴う排水区域の見直しにより、現在は農地であるが今後転用等が予想される住宅近接農地の下水道区域への編入の意見を聴取されています。当初計画後の宅地化等により、宅地と宅地の間にある農地については下水道区域に編入していないと不公平感が想定されますので、今回このような案となっています。上下水道課のほうで農林と協議し、2種、3種農地及び1種例外規定の農地を今回計画しています。別添の図面で担当地区を重点的に確認をお願いします。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
若山委員	<p>図面と地番が解りにくいが。</p>
事務局	<p>大まかな位置については、農用地一覧に図面番号地番を掲示しています。明細については解りにくかったので、ゼンリンの図面のみ今回掲示しました。</p>
瀬口委員	<p>農地を今回の計画で入れるのか？</p>
事務局	<p>今回の計画の中で入れておかないと、今後下水道工事が行われた後公費で下水道に接続することが出来ません。</p>
高原委員	<p>界木地区も計画区域なのか？</p>

上下水道課	<p>界木地区につきましても将来的には下水道を布設する全体計画となっています。</p>
若山委員 事務局	<p>補足として、平成9年の当初計画より界木地区は区域に入っていました。今回農用地を追加する計画となっています。</p> <p>図面の色分けの説明を先にして欲しいが。</p> <p>グレー色が当初計画の区域です。ピンク色がその後宅地化等なされた区域となります。赤色が現在農用地となっています。</p> <p>公共下水道の区域の見直しについては5年に一回しか出来ませんので今回見直しをします。ただし、事業を行うにあたっては事業認可の手続が必要となります。</p>
上下水道課 瀬口委員	<p>(各図面について詳細説明)</p> <p>3方向を囲まれていても含めない農地があるのか？</p>
上下水道課	<p>本町におきましては、下水道事業を推進していますがあくまでも農地の保全も行っていかなければなりませんので、今回県と協議も行った結果今後転用が見込まれ許可の下りる農地を計画区域としています。</p>
是木会長	<p>今回見直しをお願いをしていますが、今後も5年に一回は家の立ち並び等を勘案して見直しを行いますので、その時には再度の見直しをお願いいたします。</p> <p>他にございませぬようでしたら、議案第23号については「地域内の農業生産振興の基盤となる農地の減少につながる排水区域の変更については非常に残念であります。地域住民の生活向上につながるため、意見を尊重し計画区域に編入することに賛同します。」との意見書を提出します。</p>
事務局	<p>(上下水道課退室)</p> <p>次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>23ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。</p> <p>KさんとNさんの3年間の利用権ですが、NさんがIさんへ借り手の変更ということでの合意解約です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
事務局	<p>担当区域の見直しについてですが、広津上区の恒成委員さんがお亡くなりになられたので、恒成委員さんは選挙区選出のため広津上区の今後の分担を決めなければなりません。事務局案として幸子古地区・今吉地区・和井田地区の各委員さんに分担していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>

3 地区委員	(了承)
各委員	(各地区内での情報交換)
是木会長	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、12月8日(月)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員	(異議なし)
是木会長	それでは、これをもちまして平成26年第12回(11月)総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	11時09分 閉会